

はじめに ガイドライン策定の目的

- 公共施設等の更新・管理運営等にあたって、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効である。さらなる導入を進めることが重要となっている。
- これまでの市民・団体と取り組む「協働」に加えて、事業開始当初から多様な民間主体と連携し、双方のアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集して、課題解決に向けた新しい価値を共に創出する「共創」にも取り組み、活力あるまちづくりを目指すこととする。
- 民間活力導入（PPP/PFIなど）を検討するために必要となる基本的な考え方を整理するとともに、市が民間活力導入を、従来型手法よりも優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として策定する。

第1章 民間活力導入の概要

- 民間活力導入としては、次のものがあげられる。

PFI手法	整備・管理運営事業に適した手法	PFI-BTO、PFI-BOT、PFI-BOO PFI-RO、PFI-BT
	維持管理・運営事業に適した手法	公共施設等運営権（コンセッション）、 PFI-O
PFI手法 以外の PPP手法	整備・管理運営事業に適した手法	DBO、DBM、DB、リース、セールス&リースバック 設置管理許可制度（設置許可）、 公募設置管理制度（Park-PFI）
	維持管理・運営事業に適した手法	指定管理者制度、包括的民間委託、 設置管理許可制度（管理許可）

- 民間活力導入の主要な効果としては次があげられる。

低廉かつ良質な公共サービスの提供	・ 質の高い公共サービスの提供が期待できる。 ・ 事業全体のリスク管理が効率的に行われる。 ・ 事業コストの削減が期待できる。
財政負担の平準化	・ 民間事業者が資金を調達して施設整備を行い、公共はその対価を事業期間にわたり支払うことで、財政負担を平準化できる。
財政収入の増加	・ サービスの質の向上等で収入増につながる。 ・ 売却・貸付等で財政収入を得ることが可能である。
新しい公民パートナーシップの形成とそれによる地域課題解決	・ 新たな公民パートナーシップの形成が期待される。 ・ 民間事業者ならではの発想によるサービスの提供等で、地域課題解決や望ましいまちづくりの実現が期待できる。
民間事業者の事業機会創出を通じた経済の活性化	・ 民間事業者に対して新たな事業機会をもたらす。 ・ 未利用の公有財産が民間事業者の新たな事業の場となる。 ・ 地域の雇用を増やし、地域経済の活性化につながる。

第2～5章 民間活力導入検討の進め方

- 庁内体制：民間活力導入検討・決定・実施は、以下の推進体制で行う。

事業所管課	個別事業の民間活力導入の検討を行い、民間活力導入の決定を受けた事業について、実施方針の策定、事業者の選定等具体的な事務を進めていく。
制度所管課 公民共創推進室	全庁的に民間活力導入を推進していく。民間活力導入の検討・決定・実施における事業所管課への各種支援等を行う。事業の所管する課と審査委員会の庶務として会議の運営等を担う。
千曲市民間活力導入 審査委員会	対象施設・提案事業の検討後に内部委員による審査をし、民間活力導入を導入するかの審査を行う。

- 事業別の民間活力導入検討プロセスは、以下のとおり行う。

		第3章 公共施設整備・管理運営事業	第4章 公有財産利活用事業	第5章 連携協定に基づく公民連携事業
概要		・公共施設等の整備事業 ・公共施設等の維持管理・運営事業	・利用予定がない土地・建物を対象に、地域課題解決や、市の歳入確保等を目的に賃貸借や売却を図る事業	・民間事業者との連携・協力について協定を締結し、公民連携を推進する事業
対象事業分野		・公共建築物：学校教育施設・文化施設・スポーツ施設・庁舎・保育園・市営住宅 等 ・インフラ施設：・橋りょう・公園施設・土地改良施設・河川管理施設、上下水道施設 等 ・更なる利活用が期待される公の施設	・廃校活用 ・余剰地を活用した民間施設整備等	・連携協定企業からの提案や、連携協定を結ぶ予定企業からの提案事業であり、官民が連携して進める住民サービスなどの事業
対象基準		検討中が続く施設や2年以降先に改修の予定がある施設	行政利用が見込まれず民間活用に支障がない財産は、財産の規模等に関わらず検討を行う。	事業規模やソフト・ハードに関わらず検討を行う
検討プロセス	ステップ0	事業発案 公民共創推進室・財政課で対象事業抽出	事業発案 公民共創推進室・財政課・管財契約課で対象事業抽出	民間事業者からの提案
		対象施設を審査委員会へ諮る		
	ステップ1	基本検討 （費用面・工程、法令等の面から）	基本検討・ 財産の取り扱い方針の整理 （費用面・工程、法令等の面から）	基本検討 （費用面・工程、法令等の面から）
	ステップ2	適切な手法の選択	適切な手法の選択	適切な手法の選択
	ステップ3	簡易な検討 費用面での従来比較 類似事例調査	簡易な検討（必要に応じて） 費用面での従来比較 類似事例調査	簡易な検討（必要に応じて） 費用面での従来比較 類似事例調査
		審査委員会による審査		
ステップ4	詳細な検討 ・導入可能性調査	詳細な検討（必要に応じて）	連携協定の締結及び事業化の推進	
審査委員会による審査				